令和８年（フ）第１０７２号
仙台市青葉区愛子中央６丁目２番38―704号
債務者　大友　尚子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８６号
仙台市太白区八木山緑町９番３号　プレジール八木山206
債務者　菊田　泰樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９０号
秋田市旭南一丁目６番26号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
秋田市広面字板橋添４番地15
債務者　石黒あずさ（旧姓横瀬）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４号
秋田県由利本荘市矢島町荒沢字才之神１番地23
債務者　佐藤　和人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第１７０号
福島市野田町五丁目１番37号医心館福島、従前の住所福島市岡部字大下５番地ビレッジハウス岡部１号棟106
債務者　田中　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３２２号
茨城県水戸市見川３丁目856番地の１　クリーンルームあつむＣ棟213号
債務者　松戸　文江
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
茨城県水戸市姫子１丁目303番地の１　グランブリック水戸205号
債務者　保川智恵美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３３７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4473番地３、前住所埼玉県大里郡寄居町大字保田原63番地４
債務者　市毛　鈴音
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
茨城県石岡市若松二丁目１番44号
債務者　新田真菜美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第７０３号
川崎市麻生区向原２丁目18番10―408号　ロイヤルヒルタチバナ
債務者　森　　広隆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９号
岐阜市芥見海戸山124番地（エスパシオン長良台　Ｃ－２号室）、前住所岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目178番地（フィアス東島101）、（前々住所）岐阜県各務原市蘇原六軒町４丁目10番地６（エルム六軒1101号）
債務者　大田　星香（旧姓奥野）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
静岡市駿河区丸子２丁目４番３号　ハイムウェンディＣ―101
債務者　米坂　芳美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０号
奈良市右京五丁目９番地　平城右京団地33―503
債務者　松原　由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３３号
奈良市押熊町598番地の４　ベッラフローラⅡ203号
債務者　渡部　智夏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５５号
奈良市三条本町１番93―709号
債務者　芝本　庄次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所破産係